

## ○沖縄市広告媒体への有料広告掲載に関する基本方針

(平成 17 年 6 月 29 日市長決裁)

第 3 次沖縄市行政改革大綱に策定した実施計画の推進項目として掲げた「広告収入の確保」を実現するため、有料広告掲載の取扱いについて基本的な方針を定める。

なお、有料広告を取り扱う所管部においては、予め基本方針に沿った要領(以下「要領」という。)を作成し、要領に従って実施するものとする。

### 1 目的

有料広告を掲載することにより新たな財源を確保し、市内事業者等に対して広告掲載の機会を提供することにより、地域経済の発展に寄与するとともに、市民への生活情報の提供に資することを目的とする。

### 2 「広告媒体」の定義

「広告媒体」とは、広告を掲載することができるもの全般を意味し、市の発行する印刷物のほか、所有する有体物およびホームページを含む。(例 看板、掲示板、公用車、建物等)

### 3 広告事業の方式

#### (1) 広告料徴収方式

広告掲載者等から広告料を市の歳入として徴収する手法。

#### (2) 外部委託方式

市が作成・発行していた印刷物等を市が資料提供、監修し、民間事業者が広告募集を行い、その広告掲載料で印刷・発行する手法。

#### (3) 複合型外部委託方式

民間事業者が広告募集を行い、市の公共施設等を利用して各種行政情報と併せて広告を配信し、そのための機器等の維持管理費については、民間事業者が広告料で負担する手法。

### 4 広告掲載の選定基準

広告掲載の目的(自主財源確保、地域経済の活性化)により選定基準は、つぎのとおりとする。

ア 広告掲載に係るコスト以上の広告収入料を見込めるもの。

イ 市内業者等の PR 効果が見込めるもの。

ウ 市民生活に関連した情報であること。

### 5 広告内容

掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、以下の内容に該当しないことを原則とし、広告媒体ごとに要領により定めるものとする。

ア 公共性、公平性を損なうおそれのあるもの。

イ 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの。

- ウ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの。
- エ 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- オ 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの。
- カ その他、広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの。

## 6 広告掲載期間

広告媒体の性質及び広告の内容等を考慮し、適正な期間を要領により定めるものとする。

## 7 広告掲載料

### (1) 広告掲載料の額

所管部において、広告媒体の種類・規格・発行部数、掲載期間、他市および民間との料金比較、その他、諸々の条件を総合的に勘案し要領により定めるものとする。

### (2) 広告掲載料の不還付

既に納付した広告掲載料は、還付しないことを原則とするが、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができるものとする。

### (3) 広告掲載料は、減免しないものとする。

## 8 広告掲載者の順位

複数の団体から申し込みがあった場合については、以下のとおり公共性を基準にして優先順位を定める。

- 1 市内に事業所等を有する公益法人、私企業のうち公共性の高い団体およびNPO 法人。
- 2 市内に事業所等を有する私企業、自営業および団体等。
- 3 上記順位以外の公益法人、私企業、自営業および団体。

ただし、最終的に同一順位の候補者が2つ以上ある場合は、抽選を原則とする。

## 9 広告掲載の募集方法・広告主及び内容の審査・決定

### (1) 募集方法

- ア 機会の公平を期すため、原則として、市広報又はホームページ等で公募する。
- イ 特定の事業者等に対して個別に掲載依頼することもできる。
- ウ 費用対効果が見込めるものについては、外部委託することができる。

### (2) 広告主及び内容の審査・決定

ア 本方針に基づき、広告媒体を所管する部において総合的に審査し決定するものとする。

イ 広告媒体を所管する部の部長は、広告主及び広告内容の審査等を行うため、要領で定めることにより、広告審査会(以下「審査会」という。)を設けることができる。

ウ 審査会は、各部の次長で構成し、広告媒体を所管する部の次長を会長とすることを原則とする。

#### 10 苦情等への対応

広告掲載を行うことにより、広告掲載者や広告内容に関する苦情が寄せられる可能性があることから、広告媒体へは、以下のような対応を施し、責任の所在を明確にする。

ア 「市は、広告内容に関して、一切の責任を負わないこと」、「苦情については、広告掲載者が責任を持って誠実な対応をとること」などを募集要項等に明記して周知の徹底を図る。

イ 広告媒体へは、「市は広告内容に関して、一切の責任を負わないこと」、「広告内容に関する問合せは、広告掲載者にすること」、などの注記を付すものとする。

#### 11 事務分担

(1) 審査会の事務局は、広告掲載を実施する所管課に置く。

(2) 本方針について疑義が生じた場合には、財政課と調整するものとする。

#### 12 その他

(1) 方針決裁前に実施されている有料広告掲載事業については、当分の間従前の例による。

(2) この方針に定めるもののほか必要な事項は、所管部において広告媒体ごとに要領で定めるものとする。

#### 注意点

「3 広告事業の方式」の(2)及び(3)の手法により行う場合には、後々のトラブルを未然に防止するため、広告募集を行う民間事業者と必ず覚書を交わすこととする。

覚書には、以下のことを盛り込む。

ア 広告取扱い業者等の決定においては、公平性及び透明性の確保に努め、沖縄市契約規則(昭和53年9月29日規則第19号)によるものとする。

イ 本方針に記載した内容についての規定。

ウ 広告掲載者が不祥事を起こした場合の回収方法。

エ 印刷物等の在庫が無くなった場合の補充の有無および方法。